

○塩尻委員長 ただいまより、子育て文教常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員でありますので、会議を進めてまいります。

初めに、１、請願・陳情議案の取下げについてを議題といたします。陳情第５５号、ジェンダー平等の観点に基づく相談支援体制の充実及び男性向けＬＩＮＥ相談窓口の設置についてに関わりまして、陳情提出者から、当該陳情を取り下げる旨の書面が提出されましたので、事務局から説明いたします。

○香川議会事務局議事調査課長 ただいま議題となっております、陳情第５５号、ジェンダー平等の観点に基づく相談支援体制の充実及び男性向けＬＩＮＥ相談窓口の設置についてにつきましては、陳情提出者から議長に対しまして、都合により取り下げたい旨の書面が、令和８年５月２１日付で提出されました。

したがって、本委員会で取下げの確認がなされた場合、本会議においてその手続をとることになろうかと思います。

以上でございます。

○塩尻委員長 陳情提出者の申出どおり、本陳情につきましては取下げの扱いとすることによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○塩尻委員長 そのとおり扱わせていただきます。

次に、２、令和８年第２回定例会への提出議案についてを議題といたします。

議案第１号、議案第４号、議案第１０号及び議案第７７号ないし議案第９４号の以上２１件につきまして、理事者から説明願います。

○木村こども・女性・若者未来部長 初めに、議案第１号、令和８年度旭川市一般会計補正予算のうち、こども・女性・若者未来部所管分につきまして、補正予算書に基づき御説明を申し上げます。

補正予算書の１６ページ、事項別明細書歳出を御覧ください。

まず、会計年度任用職員の駐車場利用に係る通勤手当の追加になりますけれども、これらの事業につきましては、１６ページの下段、３款２項１目の発達支援相談事業費から１７ページの中ほどになりますけれども、４款１項１目の環境保健サーベイランス調査費までのうちの、合計１６事業でありまして、事業ごとの御説明は省略させていただきますけれども、補正額合計は２０７万７千円、財源については、国庫支出金が３７万９千円、道支出金が８万円、一般財源が１６１万８千円となっております。

次に、１７ページの上段、３款２項３目、放課後児童クラブ運営費であります、この事業につきましては、放課後児童クラブの支援員の配置数増に伴い委託料が不足することから、１千８４万７千円を追加しようとするもので、財源については、国庫支出金及び道支出金がそれぞれ３６１万５千円、一般財源が３６１万７千円となっております。

次に、財源振替につきまして御説明いたしますけれども、ページ戻りまして、１１ページの事項別明細書歳入になります、そちらを御覧いただきたいと存じます。中ほどに、１７款２項１目２節地域未来交付金、これで１０３万７千円の減額。また、ページ飛びますけれども、１４ページの

中ほど、24款1項2目2節の子育て支援施設整備事業債で170万円の追加となっております。これらにつきましては、歳出事業3款2項1目のこども向け屋内遊戯場管理費におきまして、もりもりパークで導入を予定しております券売機設備の費用について、国の交付金が不採択になったことに伴い、充当財源を国庫補助金から市債へと変更しようとするものでございます。

次に、議案第4号、令和8年度旭川市育英事業特別会計補正予算につきまして御説明をいたします。

同じく補正予算書の29ページの事項別明細書を御覧ください。こちらでも会計年度任用職員の駐車場利用に係る通勤手当の追加をするものでありまして、下段の歳出でお示ししておりますように、1款1項1目の育英資金貸付金及び入学仕度金貸付金で12万円を追加し、その財源については、上段の歳入のとおり全額繰入金となっております。

補正予算については以上となります。

続きまして、条例改正9件についての御説明でございます。

初めに、議案第77号、旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第78号、旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第79号、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第80号、旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第81号、旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第82号、旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例の制定についての以上6件につきましては、関連がありますことから一括して御説明を申し上げます。

これらにつきましては、いずれも児童福祉法等に基づく関係府省令の一部が改正されたことを受け、本市が条例で定めている基準について、所要の改正を行おうとするものでございます。施行日につきましては、令和8年12月25日または公布の日としております。

次に、議案第84号、旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部改正に伴い引用条項を整備しようとするもので、施行日については、公布の日としております。

次に、議案第85号、旭川市児童館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第86号、旭川市北彩都子ども活動センター条例の一部を改正する条例の制定についての以上2件につきましては、いずれも「受益と負担の適正化」に向けた取組指針（改訂版）に基づき、使用料の額を改定しようとするもので、施行日につきましては、公布の日としており、令和8年10月1日以後の申請に係るものについて適用することとしております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○坂本学校教育部長 初めに、議案第1号、令和8年度旭川市一般会計補正予算のうち、学校教育部所管分について御説明を申し上げます。

補正予算書事項別明細書の19ページを御覧ください。10款教育費1項教育総務費2目事務局費の管理事務費21万円から10款3項中学校費2目教育振興費のスクールカウンセラー活用推進費7千円までの6事業については、駐車場利用に係る通勤手当の創設に伴い、会計年度任用職員の

関係予算を補正しようとするものであります。

次に、議案第 87 号、旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。本件は、旭川市立正和小学校を廃止するために、旭川市立小中学校設置条例の一部を改正しようとするものです。正和小学校については、児童数が平成 26 年度の 77 人から今年度は 35 人に半減し、令和 9 年度には 14 人にまで減少する見込みです。このたび、保護者及び地域との協議により、統廃合について理解を得られたことから、閉校の前年度においても、統合先の東五条小学校、新富小学校、永山南小学校へ転入学できるよう、令和 10 年 3 月末をもって正和小学校を廃止するものです。

次に、議案第 88 号、旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。本件は、旭川市東旭川学校給食センター使用料について、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）に基づき、全庁で 4 年を目途とした定期的な使用料及び手数料の見直しを行った結果、当該給食センターの使用料の算定替えとして条例の一部を改正しようとするものです。施行日については、公布の日からとしております。ただし、改正後の料金は、令和 8 年 10 月 1 日以後の申請に係る使用料について適用することとし、同日より前の申請に係る使用料については従前の料金となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○田村社会教育部長 議案第 1 号、令和 8 年度旭川市一般会計補正予算のうち、社会教育部所管分につきまして御説明いたします。

補正予算書の 20 ページを御覧ください。10 款 5 項 2 目公民館費の公民館管理費 17 万 2 千円、その下、3 目図書館費の図書館管理費 45 万 7 千円の計 2 事業、合計 62 万 9 千円につきまして、駐車場利用に対する通勤手当の新設に伴い、会計年度任用職員分の関係予算を補正しようとするものであります。財源はいずれも一般財源となっております。

続きまして、議案第 89 号から議案第 94 号につきましては、関連がございますので一括で御説明いたします。議案第 89 号、旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 90 号、旭川市科学館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 91 号、旭川市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 92 号、旭川市井上靖記念館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 93 号、旭川市大雪クリスタルホール条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 94 号、旭川市彫刻美術館条例の一部を改正する条例の制定についての以上 6 件につきましては、受益と負担の適正化を図るために行った見直しにより、使用料や観覧料を改定するものであります。なお、施行日は公布の日からとし、各施設とも令和 8 年 10 月 1 日から適用するものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○石原こども・女性・若者未来部いじめ対策監 初めに、総合政策部において一括して提案しております、議案第 10 号、旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、こども・女性・若者未来部所管分を御説明申し上げます。

本案につきましては、「受益と負担の適正化」に向けた取組指針（改訂版）に基づき、受胎調節実地指導員指定証交付手数料等の額を改定しようとするものでございます。施行日は、公布の日としており、令和 8 年 10 月 1 日以後の申請に係るものに適用するものでございます。

続きまして、議案第83号、旭川市こども家庭センター条例の一部を改正する条例の制定につきましては、「受益と負担の適正化」に向けた取組指針（改訂版）に基づき、使用料の額を改定しようとするものでございます。施行日は、公布の日としており、令和8年10月1日以後の申請に係るものについて適用するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○塩尻委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○塩尻委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、報告事項についてを議題といたします。

まず、令和8年第2回定例会提出議案に関わる事項であります、GIGAスクール端末等の処分について、女性活躍・ワークライフバランス推進費等の繰越明許費繰越しについての以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○坂本学校教育部長 初めに、議案第102号、財産の処分について、総務常任委員会の所管事項であります。学校教育部に関わりのあるGIGAスクール端末等の処分について御説明申し上げます。GIGAスクール端末については、国からGIGAスクール構想の推進が示され、令和2年度に児童生徒及び教員用のタブレット端末を整備し、昨年度に一括更新を行っております。これに伴い不要となった端末等を再使用、再資源化するための売却契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決をお願いするものであります。売却予定数量は2万3千575台、契約金額は、端末本体1台当たり4千405円50銭、契約の相手方は、リネットジャパンリサイクル株式会社でございます。

次に、報告第1号、令和7年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告についてのうち、学校教育部所管分について御説明申し上げます。

いずれの事業も完了が令和8年度となるため、議案別紙、令和7年度旭川市一般会計繰越明許費繰越計算書にお示ししております、10款教育費2項小学校費、事業名、給食施設整備費から永山西小学校増改築費までの6事業及び10款教育費3項中学校費、事業名、学校施設大規模改修費から学校施設大規模改造費までの3事業について、繰越しを行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に御報告を申し上げるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○木村こども・女性・若者未来部長 報告第1号、令和7年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、こども・女性・若者未来部所管分につきまして御説明を申し上げます。

令和7年度旭川市一般会計繰越明許費繰越計算書を御覧ください。2款総務費1項総務管理費の女性活躍・ワークライフバランス推進費で41万7千円を、同じくキャリアの保健室事業費で575万円を、3款民生費2項児童福祉費の保育所等給食原材料費支援費で3千475万円を、同じく物価高対応子育て応援手当支給費で7千549万8千927円を、同じく子育て世帯生活応援給付金支給費で3千306万5千730円を、同じく児童送迎用幼稚園バス等支援費で600万円を、同じく地域型保育事業物価高騰対策支援事業費で345万6千円を、ページ次になりますけれども、

同じく3款民生費2項児童福祉費の放課後児童クラブ運営費で188万1千円を、同じく児童センター補修費で1千502万6千円を、いずれも令和7年度中に事業が完了しなかったことから、このたび繰越しを行ったことにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項に基づき報告するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○田村社会教育部長 報告第1号、令和7年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、社会教育部所管分につきまして御説明いたします。

議案書の繰越計算書にお示ししております、10款教育費5項社会教育費の文化芸術活動振興費から野外彫刻管理費までの8事業につきましては、いずれの事業も完了が令和8年度となりますことから、繰越しを行いましたので地方自治法施行令第146条の第2項の規定により御報告をするものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○塩尻委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、提出議案以外の事項につきまして、用務員の配置見直し等について、子ども未来リユースバンクについての以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○坂本学校教育部長 用務員の配置見直し等について御説明いたします。

学校用務員については、これまで平成24年度の職員組合との合意を経て、旭川市学校職員配置基準を定め、学校の規模に応じて配置してきております。令和8年度は、草刈りや除雪などを行う施設管理が114人、印刷や電話対応などを行う事務補助が92人、合わせて206人の会計年度任用職員を任用しております。この間、児童生徒数の減少と情報化が急速に進展しており、学校へ聞き取りを行ったところ、連絡手段へのスマートフォンの使用や、1人1台端末の導入による資料のデジタル化に加え、高速印刷機の配備により、電話対応や印刷に要する業務量が大幅に縮減されてきている実態にあります。

平成30年度からは教職員の働き方改革の一環として、夏季休業期間に4日間の学校閉庁日が設定され、これに伴い教職員の休暇取得が増え、事務補助の業務も縮小してきております。

こうした近年の業務実態の変容を踏まえ、あわせて、道内他都市の状況も詳細に調査し参考としながら、適正な配置の在り方について検討を重ね、本年2月に見直しについて職員組合に提起し、5月29日に合意に至ったところであります。

配置と勤務条件の見直しの主な内容については3点です。

1つ目は、雇用形態の変更です。校舎建物が5千平方メートル以上、敷地が2万平方メートル以上、児童生徒数が300人以上の学校について加配措置を講じてきた配置について、フルタイムの一部をパートタイムへと段階的に切替えてまいります。

2つ目は、勤務不要日の設定です。学校閉庁日の設定を踏まえ、パートタイムの事務補助について、勤務不要日を夏休みで2週間、冬休みで1週間程度設定するものです。

3点目は、配置基準の柔軟化です。校舎面積や児童生徒数に応じた事務補助の加配について、学

校運営の影響を考慮した配置が可能となるよう、令和10年度から柔軟に対応できるようにするものです。

配置の見直しにより、令和9年度の用務員数は、今年度と比べて施設管理がフルタイム92人から64人、パートタイム22人から46人となり、事務補助がフルタイム72人から31人、パートタイムが20人から59人に変更となります。総数については、児童生徒数の減少に伴い、206人から200人に減少する見込みです。

今後は、配置見直しに伴う必要な予算措置を行い、令和9年度の任用から適用する予定としております。

続きまして、子ども未来リユースバンクについて、今年度から試行的に取組を始めておりますので、進捗状況を御説明いたします。

本事業については、昨年度の保護者アンケートを踏まえ、ニーズの高かった制服とスキー用具をメインに、彫刻刀や鍵盤ハーモニカ、絵具やさんすうセットなどの学用品と合わせて11品目をリユースの対象としています。回収や譲渡については、学用品等の性質に合わせ、安全性や効率性を考慮し、適切に受渡しができるよう設定しています。

提供品の受入れについてであります。制服については、回収ボックスを総合庁舎1階をはじめ、支所や公民館など市内9か所に、6月3日から7月1日の間で時期をずらして設置いたします。スキー用具については、破損などの不具合を目視で確認できるよう対面形式での回収とし、学用品と併せて、総合庁舎駐車場のほか2か所で、市内全域を対象とした回収イベントを6月から7月にかけて開催し、それぞれ1日ずつ日時を設定して回収いたします。加えて、学校ごとに回収した場合の状況を検証するため、登校時に物品を持参してもらい回収する取組も6月中に市内3校で試行的に実施します。

引渡しについては、集まった物品の量や品質を見定めながら、9月から11月の譲渡会開催を目途に実施方法を決定し、周知を図ってまいります。特に、制服やスキー用具といったサイズが異なるものについては、試着をした上での譲渡を予定しています。また、さんすうセットなど一部の教材については、教室保管を行っている学校もあることから、学校を拠点に各家庭から集めて校内でリユースする方法について、広く他校へ波及させる取組も進めてまいります。

回収や譲渡会の周知については、保護者の連絡用アプリであるマチコミメールのほか、広報あさひばしやSNSなど様々な媒体を活用し、市民の皆様に広く発信してまいります。

地域によっては、住民と保護者、学校が協力し合い、スキーや制服のリユースに取り組んでいる事例もありますので、PTAや地域まちづくり推進協議会とも連携しながら取組を進めてまいります。

説明は以上です。

〇塩尻委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

〇上野委員 私のほうから、まず、用務員の配置、勤務条件の見直しについて質疑させていただきたいと思います。

私も先にちょっと資料をもらって、その背景等がもうちょっと詳しく書いているのもありました。先ほど部長のほうからお話あったように、少子化の影響で児童生徒が減少していると、これ確実にそのとおりだと思います。それから、情報化の進展による業務効率化の推進というのも、

これもかなり緩和されてきているんだろうと思います。それから、閉庁日につきましてはまた考え方を後で述べたいと思いますけども、ただですね、変わらないものもあるわけです。例えば、生徒数は減っても、学校の大きさは変わらないわけです。敷地面積は変わらないわけです。掃除する場所も変わらないわけです。それから、人数が減っていても、一人一人に渡す書類等の種類については、なかなか人が減ったからって、学級通信が少なくなるとか、渡す回数が少なくなるとかそういったことではなくて、印刷の枚数が少なくなるとか、そういった時間的なものは考えられますけども、それ以外のことで、それほど現場では変わっていないという現状を私は聞いております。

それから学校閉庁日について、確かに働き方を考えると休みのときに休めるってのはいいんですけども、ただ処遇、給与の関係を考えると、パートタイムの方たちは、やはり学校が休みであれば給料が出ないっていう、そういう状況になっているわけですね。必ずしも、だから夏休みに休み多くとれることが、働くことについては、あまり得にならないと、そういった面もあるということもお考えいただければなと思っています。

それで私のほうは、一応この働き方の問題ということで、学校経営に関わって、どれだけ用務員さんが学校にとって重要かっていうことの確認と、それから処遇の問題、これらが見直しされることによって、大きく生活が変わる方たちがいるっていう2点について、ちょっと御質問させていただきたいと思います。

まずはですね、学校の用務員さん、皆さん、小学校、中学校を出て、高校もそうですけども、少なからずお世話になっていると思いますけども、実際どんな仕事しているんだろうということはなかなか分からないと思いますので、現行の配置基準についてから、まず御説明願います。

○齊藤学校教育部学校施設課長 用務員につきましては、旭川市学校職員配置基準に基づき、郊外の一部小規模校を除き、1校当たり2名の配置としております。また、学校の規模により加配することとしており、児童生徒数が300人以上の場合は1人、建物面積5千平方メートル以上、かつ耕地面積2万平方メートル以上の学校、または19学級以上の学校については、さらに1人配置追加しており、最大4人まで配置できることとしております。

○上野委員 ただいま、現在の配置について御説明いただきました。私も数校、校長としても一般教員としても旭川市内渡り歩いていますので、用務員の数のばらつきっていうのがあるって、これは経験しておりますけども、それはなぜそのようなことが起きるのか、御説明いただきたいと思います。

○齊藤学校教育部学校施設課長 郊外にある一部の小規模校につきましては、従前から施設管理1名のみ配置している学校もあり、学校と協議の上、配置をしているものでございます。

○上野委員 私は覚えているのは、千代ヶ岡中学校に勤務したときに、もう廃校寸前の学校でしたけども、やはり施設関係の用務員さん1人で、事務の補助も含めて、お茶を入れていただいたりなんかしていたっていう経験がありますから、そういった学校事情による、規模によるばらつきが出てきているんだろうというふうに理解します。それで用務員の仕事内容についてですけども、これを私は聞かなくてもいいと思うんですけども、一応確認のためにお聞かせください。

○齊藤学校教育部学校施設課長 用務員の主な業務につきましては、施設管理業務として、草刈りや除雪、校舎内外の巡視、簡易な補修、暖房や給水設備の管理などでございます。また、事務の補

助業務として、電話、来客等の取次ぎ、印刷業務、清掃、校内の整理整頓などを行っております。

○上野委員 先ほど、背景の話をしまして見直した理由についても話が出た中で、生徒数も減ったりいろんなことで業務が少なくなっているって話が出ましたが、用務員さん、これ以外にもいっぱいやっているんですよね。ここに書かれているのはあくまでも表向きの仕事であって、それ以外にもたくさんやっていて、特に昨今はですね、校舎の老朽化が激しくて、なかなか予算がつかないもんですから補修や何かね、それで、やはり、かなり工夫しながら、そういった部分が用務員さんの仕事となっているところもあると聞いています。だから、ただ単に仕事の量が減っているとは、これは聞いてもやっぱり言えないのではないかなというふうに思っています。

それですね、今、用務員さんたちの仕事内容が、今答弁にありましたけども、これももちろん学校規模等によって仕事のばらつき、こういったものがあると思うんですよね。大きい学校は大きい学校なり、小さい学校は小さい学校なりにあると思うんですけど、それについてどのように考えているのかお聞かせください。

○齊藤学校教育部学校施設課長 用務員の業務につきましては、1日の業務の流れや各業務の留意点を示した用務員マニュアルに基づき、各学校が状況に応じて適宜運用しておりますが、学校の規模により業務実態には差が生じるものと考えております。

○上野委員 今、話に出ました用務員のマニュアルっていうのは、話を聞いたんですけども、私は10年前に退職したんですけど、多分、私は見ていないんですよね。そうしましたところ、その後にできたんじゃないかっていう話なので、ただ、現実はこのマニュアルがもちろん用務員さん方には浸透していても、その学校の管理職たちがこれを見ているかどうか、用務員さんがどんな仕事をすべきなのかってことを、全ての管理者が理解しているかっていうと、私はちょっと首稼げるかなと思っているんですよね。このあたりは今後徹底していただければなというふうに思っています。

それではですね、今回の見直しについては、令和8年5月29日に職員組合との合意を得ているということで、当然行われていると思うんですけども、現場の声、こういったものをどのように聞いているのか、お聞かせください。

○齊藤学校教育部学校施設課長 例年、学校長と市の会計年度任用職員が面談を行い、その結果を記載した個人調書の提出を受けております。調書に用務員から勤務条件廃止に際しての配慮を求める記載があった場合、内容に応じて電話による聞き取りや面談等を実施しているところです。また、今回の見直しに当たり、用務員の勤務の実態につきまして、学校施設課の職員が学校訪問時や用務員の退職のタイミングに合わせ、本人へ聞き取りにより把握したところでございます。

○上野委員 本人への面接、聞き取りっていうのはこれ毎年行っているってということで、確認します。あとですね、学校管理職、もちろん校長も含めて、学校の職員として皆さん一緒に働いているわけですから、そういった人、それからほかの一般教員、こういった人たちにも用務員さんの仕事、その働き方、そういったことについての様子っていうのは当然聞いているかと思うんですけど、どのようになっているかお示してください。

○齊藤学校教育部学校施設課長 先ほど申し上げました個人調書において、学校長からの配置に係る意見や所見等を確認した上で、内容に応じまして、電話による聞き取りや面談等を実施しているところでございます。

○上野委員 確かに私も管理職だったときに、個人個人に聞いて、次年度の希望であるとか、それ

から仕事上の悩みであるとか課題であるとか、それから市教委に対して要望であるとか、書面で書いて提出した記憶がございます。そういったことで、いろんなところから、様々な角度から用務員の仕事っていうのを見てくださるということだと思います。

それではですね、ちょっと話は変わりますが、先ほどマニュアルはできているよということなんですけど、用務員の研修について、これについてはどのように行っているのか、お聞かせください。

○齊藤学校教育部学校施設課長 正職員として環境整備担当の職員を配置し、各学校を巡回することによって、用務員が行う草刈りや除雪作業等の業務指導のほか、用務員マニュアルに基づく検証を行うなど、用務員業務の技術向上や人材育成に取り組んでいるところです。

○上野委員 業務指導、これはやられているのは、私が現職のときもあったかなと思います。それ以外の部分というのは、少し学校現場でこんな仕事をしているっていうことについては、なかなか研修もできないですし、聞くことも、何か聞き取ることができないのかな、現場にいた私たちの用務員さんの仕事ぶりを見るのと、そういう報告や研修で行っている用務員さんの姿、やっている仕事ってのはやっぱりちょっと違いがあるのかなあというふうに私は感じているんです。それだけに私たちのように現場にいた人間にとって、この用務員さんがどれだけ学校にとって必要な人材なのかっていうことは感じているところでもあります。そういった面ですね、学校教育の中で本当に重要な役割、こういったものを担っていると考えますが、この用務員の位置づけについて、市はどのようにお考えなのか、お示してください。

○齊藤学校教育部学校施設課長 教職員が児童生徒の教育や指導に当たる一方で、用務員は学校の維持管理や事務補助を通じて日々の学校運営を支え、児童生徒が安全安心に学ぶことができる環境づくりの担い手の一員であると認識しております。

○上野委員 そういった認識でいるということですが、先ほども言いましたけども、何ていうんですか、私もばらばらとめくらせてもらいましたが、マニュアルを見させていただきましたけども、そこにはごく当たり前のことが書かれていて、これだけでいいのかって、本当に、例えばですね、あれだけじゃ仕事終わらないわけなんですよ。特に突然の仕事っていうのが飛び込んでくるわけで、いつも予定どおりの状態で進むわけじゃないわけですよ。朝、学校に来て、まずは身の回りの整理して、その次にはもう先生方から頼まれた印刷物がそこに積まれていて、配膳や何かのいろんなことをして、午前中に掃除をしてということも考えているんだけど、そのときに、お客様が来て、校長室に案内して、じいちゃんの接待したり、それから、汚れたガラスを拭いたり、いろんなこの清掃なんかは、これは業務の中に入っているんですけども、それ以外に突然の保護者から電話があったり、その突然の電話が、ちょっと難しい案件を抱えた子どもの親であれば、やっぱり対応を間違えると大変なことになっていくわけですよ。そういったことも含めて、その前面に立って用務員さんたちがやっている。

それから、外側、環境問題についても、私、先だってもちっとお話ししましたが、私たちがいたその学校、当時の学校環境、周囲ですね、学校周辺の環境がだんだん美的に、だんだんこう整備されていないんじゃないかということをおっしゃっていただきました。答弁は、草刈りにしても時間がかかるとかといったお答えいただいておりますけども、やっぱりそういったところで、十分な予算がついていない中で、用務員さんたちが一日中かかってもなかなか整理できない、精いっぱいや

って、ああいうふうに草ぼうぼうなっている。それから、このときも話しましたが、生徒数が減ることによって、野球部が廃止になって、スパイクでグラウンドを掘り起こさないためにグラウンドが草だらけになっている小学校、中学校がたくさんありますよね。そういったところにも手が回らない。まだまだやらなければならない、気にかけている用務員さんはたくさんいると思うんですけど、なかなかできない現状だってあったり、このあたりは、多分聞いても、聞き取りをやっても、面談やっても、なかなか上がってこない、学校の悩みだと、そういった、先生方だけじゃ当然できないところの穴埋めをやっぱり用務員さんたちが埋めているってことも十分理解していただきたいなと思います。

そういったことを考えて、やはり最低でも、フルタイムの２人体制、学校規模によりますけれども、２人体制でやっているところについては２人体制、これをしっかりと守ってもらいたいと思うんですけど、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

○齊藤学校教育部学校施設課長 用務員については、平成２４年度の職員組合との合意に基づき、これまで配置してきております。この間、用務員の業務内容の質や量も変わってきており、学校現場への聞き取りに加え、道内他都市の状況も把握しながら、適正な配置の在り方を検討、整理し、職員組合と協議を重ね、配置見直しについて双方で合意したものでございますことから、見直し後の学校職員配置基準につきましては、学校の規模に応じた適正な配置となっていると考えております。

○上野委員 ただいまですね、私もらった資料にも書いているんですけども、職員組合と協議重ねて決めたことだっていう、これは圧力のように感じるわけですけども、だから、見直していくんだって、決定なんだということなんですけど、実際は私のところにも、何人か、このことについて見直し案を見直してもらえないかっていうお電話やＬＩＮＥが届いております、昔の同僚から。それらあたり、職員組合を通じての話し合いではあるけれども、本当に現場の声が届いているのかっていう、そういう私はちょっと疑問も感じております。それでですね、具体的にちょっと一つ聞きますけど、フルタイムからパートタイムに変更となった場合の給与、処遇っていうのはどのように変更になるのか、お示してください。

○齊藤学校教育部学校施設課長 フルタイムからパートタイムへの職種変更により、月給が勤務時間の短縮により減となり、経験加算も継承されなくなりますが、期末手当の月数等や健康保険への加入は変わりなく、退職金は、職種が変更となった時点で支払われることとなります。任用期間につきましては、夏季の２週間と冬季の１週間で勤務不要日に設定しますが、取扱いは通常の週休日と同じであり、これまで同様、通年雇用となり、有給休暇につきましても引き継がれることとなります。

○上野委員 非常にね、給与も私は何回も説明を受けたんですけど、まだ十分には理解していない、管理職をやっておきながら理解していないという大変申し訳ないところなんですけども、フルタイムであれば退職金が出ると、パートタイムであれば失業保険がつくと、両方は、退職金も出るし失業保険も出るという形には、もちろん私たち公務員もなっていないから、そうはならないという説明を受けております。ただ、現実にはフルタイムを今やっている人がパートタイムになると、年間に４０万円ぐらい減額になる可能性があるっていう話もおよそですけど、個人によると思いますけど、そういう話を聞きます。

じゃ、次年度の公募等のスケジュール、今後のスケジュール、こういったものについては、どのようになっているか、お示してください。

○齊藤学校教育部署学校施設課長 今後につきましては、10月頃を目途に現在働いている用務員に対し、希望される職種等の調査を行い、併せて見直しの概要について改めて周知する予定です。また、次年度の用務員の配置につきましては、本年12月、翌年1月にかけて、全小中学校の用務員を対象として公募を実施し、選考結果に基づき各学校への配置を行う予定となっております。

○上野委員 そういったスケジュールで進められるということで、何度も言いますが、見直しをまたさらに見直してほしいというのが私の考えで、そもそも会計年度職員が出てきたときにも、用務員は私、正職であるべきだと思っております、今でも。正職員として扱うべき、それだけの仕事をしているというふうに思っています。

それですね、今こういうふうに見直しが進んでいく中で、3つ目に配置基準の柔軟化とありますが、この柔軟化というように、その基準がどのように変わって、また、その考え方も変わることがあるのかどうか、お聞かせください。

○齊藤学校教育部署学校施設課長 これまでの配置基準では、児童生徒数や建物面積等に応じて用務員を加配すると固定しておりましたが、見直しにより加配できるとするものです。これにより、事務補助のパートタイムを2名配置する学校については、フルタイム1名の配置とすることができ、学校や任用者の状況に応じた柔軟な配置が可能となるようにするものでございます。

○上野委員 よく解釈すれば、現場の考えをこれからも聞いてくださると、一応こういう方向性は示すけれども、加配等も含めて考慮していただけるというふうに私は解釈しております。まだ細かなことたくさんありまして、言いたいこともあるんですけども、次に質問の方もいらっしゃるようですから、私の質問はこれで終わりたいと思いますが、ぜひですね、もう一度、本当に現場の実際に今働いている方々の個々の話をやっぱり親身に聞いていただきたいなということを最後に申し上げて、この質問については終わります。

リユースのほうですね、1点だけちょっと予定していないんですけど、お聞かせ願いたいんですけども、PTAを活用されるってということなんですけれども、こういう何かビラも私ちょっと手に入れたんですけども、このあたりちょっと簡単にでいいんですけど、PTAをどのように活用するのかお示しいただきたい。今日、ちょっと手に入れたんですみません、突然の質疑で申し訳ないです。

○江洲学校教育部署学務課長 PTAとの連携につきましては、今回の対象物品の回収と譲渡を別途行うんですけれども、その対象品の受渡しなんかがその学校をフィールドに開催することがあるものですから、その際にその基本的に職員が行って対応するんですけれども、そのお手伝いといいたしましょうか、御支援をいただきたいと考えているところでございます。

○塩尻委員長 他に御発言ございますか。

○横山委員 用務員の配置見直しについてですね、今、上野委員からも結構詳細に審議をされましたんで、あまり細かいことを言うつもりはなかったんです。ただ今回の見直しのそもそもの根拠に、背景になっていることで、その業務量が減っているんだということを答弁をされていましたが、この間、学校現場で働く教職員とも、この件について、いろいろ話を何人かしましたが、この認識は誤っているんじゃないかなということを、印象的には私は思っています。で、まず、学校

の業務量が減っているというのは、どういう根拠に基づいてそういう背景の分析をしているのか、御説明をいただきたいと思います。

○齊藤学校教育部学校施設課長 今回の見直しに当たり、用務員の勤務の実態につきまして、学校施設課の職員が、学校訪問時や用務員の退職のタイミングに合わせ、本人へ聞き取りにより把握したところです。特に顕著であったのが、近年は学校のデジタル化などにより、電話や印刷の量が減少しており、これまで、朝の時間は出欠の連絡等の電話の件数が多かったが、アプリを導入した後は数件程度にまで減った、タブレットの利用や高速印刷機の導入などにより、印刷の業務量が3から4割程度減少したなどの声が多かったところでございます。

○横山委員 ちょっと肝腎なところで、もうちょっと詳しく聞きますが、用務員本人の聞き取りをされたということですが、学校長はじめ学校全体の教職員からの意見聴取等は行っているのかだけちょっと確認させてください。

○齊藤学校教育部学校施設課長 学校側につきましては、小学校長会及び中学校長会を通じて御意見のほうをいただいているところでございます。

○横山委員 個々の学校には聞いていないということですか。

○齊藤学校教育部学校施設課長 個々の学校全てに聞き取りは行っておりません。

○横山委員 問題はやっぱりそこなんですよね。私は旭川の学校勤務は2校しか経験していませんから、上野委員のほう詳しいんじゃないかなと思いますけども、恐らく教職員だけじゃなくて、用務員の働き方は多分、学校で様々な形態が違うんじゃないかなというふうに私は考えています。他町村と比べても、顕著にそういうところが現れるんじゃないかと。それを具体的に数値化してとかってことはなかなか難しいんですけども、どうもそれとか校長会等で全体的な話を聞くっていうことで本当にいいのかなと。それで対応できる学校もあれば、えっという学校もやっぱり出てくるんじゃないかなと。結論から言うと見直しの再検討を求めたいなというふうに考えています。

何点かその理由をちょっとお話しさせていただきたいと思いますが、現状、今、働き方改革をする学校現場で進めています。様々な職種が今、学校に入ってきています。例えばスクールサポートスタッフみたいなところ、ただ、でもそれは全部の学校に配置されているわけではありませんが、入っているところは一定程度、教職員の負担は減っているというような話は聞いていますが、その一方で別の職種の時間を減らすっていうのは、どう考えてもバランスが取れないんじゃないかなというふうに思います。結局、用務員さんも人を減らすわけではないけど、時間を減らすということですから、実は人を減らすということになるということだと思いますので、どうも考え方がよく分からないなというふうに思います。

それから、これも現場の教職員から聞いた話ですけども、直接的にですね、子どもたちを指導する立場ではありませんけども、でも、子どもたちと触れ合って直接的、間接的に子どもに対応している、そういう実態があるということをきちっと踏まえているのかと。例えば、遅刻をしてきた子どもをインターホンで対応する、場合によっては玄関まで迎えに行ったりもしているそうです。でも、教室に入るのを渋って、そこを付き添って声かけて、教職員へつなぐっていうところまでも実際にはやってもらっていると。そういう人たちがいなくなるわけではないかもしれませんが、そこに従事できないとなれば、じゃ誰がそれを肩代わりするのかということで、結果的に子どもたちに影響が出てくるということ、そういう危険性というかな、問題点を認識しているんだ

ろうかという声が聞かれました。それから、これは用務員の非正規化が始まったところから、私も感じているところですけども、結局、担当していただける業務に限られてくると。よく草刈り、除雪って言われるけど、施設管理業務ってそういうことだけではない、目に見えない隙間を埋めるような仕事がたくさんあるわけですね。でも一方で、これはやらせられませんというのがだんだん増えてきたという話も聞いています。結局、そのしわ寄せは、他の教職員や子どもたちに及んでいるような気がするんですね。昔であれば、机、椅子がちょっと壊れたら用務員さんのところに持ってって、ちょっと修理してもらって、ありがとうございますっていう子どもたちとの関係があったんですけど、いやそれはできませんと。じゃ、壊れた椅子をどうするかと、予備品を使うかっていったら学校にも予備はないんですね。で、壊れた椅子を子どもたちに使わせるということになります。何かそれに替わる手立てが何もない中で、業務が減っているからという理由で、働き方を見直されるっていうのはどうもやっぱり納得がいかないと。

最後に、これ、私の感想的な話ですけども、正職員時代の施設管理や事務補助に当たっていただいた方たちは、これもちっと適切かどうか分かりませんが、非常に誇りを持って仕事をされていたなということを感じています。学校の機械を勝手に触らないでくれっていう形で注意されて、自分でやりますって言ったら怒られたこともありました。それだけ、自分の担当している仕事にプライドを持ってやっていたというし、私たちでは目の届かないところにもきちっと配慮をしてやっていた。例えば、学校行事なんかあったときには、どういう準備をすればいいのかみたいなことは、実は用務員さんたちが一番よく分かっているんですね。教職員は五、六年で入れ替わりもしますんで、そういったところを支えている職種なんだということを、本当であれば正職化するべきだと私も上野委員と同じように思っているんですけども、それができないのであれば、せめて現状維持をしていく中で本当に業務が具体的に減っている学校については、見直す部分については絶対反対とは言いませんけども、何か一律にこういう基準でもって切下げていくっていうのは、やっぱり問題があるんじゃないかなと思うんですね。ということで、様々課題が起きますよということは、認識をしていただきたいというふうに思います。

一応指摘ばかりで申し訳ないんですけども。これについての発言は終わりたいと思います。

リユースバンクについてですね、試行的な今回は提案ということなので、言いたいことはいろいろありますが、1点だけね、ちょっとこういう声があるということを、ぜひ教育委員会として認識してほしいなと思います。

現場にその教材、教具を納めている業者の方から聞いている話だということで伺いました。スキーとかはあまり関係ないと思いますが、彫刻刀、絵具セット、習字、裁縫、さんすうセット、これらが結局、個人では買わないで、このリユースを利用するというサイクルができていくこと自体は保護者の負担軽減については非常にいいことだと思うんです。ただ問題は、それでもって教材業者が倒れていくことにつながらないかということです。結局、売れる商品が減っていけば、業者としては商売にならなくなると。そういうことも教育委員会は分かってやろうとしているんですかって、業者とどういう話をしようとしているんでしょうかねっていうことを言われた方がいるそうです。ですから、今日ちょっとお伝えをしておきますけども、問題はどうやってその学校現場の教育活動を、その教材業者と一緒に支えていたのかということと、どうやって見直せば、みんながウィン・ウィンにはならないけども、維持できるような形になっていくのかと、地方のまちは教材業

者がどんどんいなくなっていますので、旭川でもそういうことが起きてしまえばですね、そもそも教育活動が成り立たないということも起きる可能性があるという警告をするわけではないんですけども、やっぱり懸念されることはたくさんあると思いますので、ぜひ、教材業者との連携とか意見交換等もしっかりやりながら、どういう形がいいのかを模索していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○塩尻委員長 他に御発言はございますか。

○中村みなこ委員 私のほうからも質疑させていただきます。かぶるところは何点か省略しながら進めたいと思います。

用務員の配置の見直しのことですが、給与面、処遇面は先ほどありましたので省略しますが、それに関わっての現場からの声を、まず、紹介したいと思います。昨日ですね、用務員さんと面談したという校長からお話がありました。4月からフルになるのかパートなのか分からない状況になるんだったら、もう早いうちから別の仕事を考えていかなければならないと、用務員さんにとっては死活問題である。確実に経済的な理由でやめてしまう方が増えるだろうと話されていました。そういう方が増えれば、結局、人材不足という状況も生まれるのではないかと。そうなれば、一番困るのは学校現場なんだということで、今回の見直し、怒りというかもあきれておりました。何でこんなことをするんだという話でした。ということで、人数とかパートの割合を聞こうと思ったんですけど、1点だけですね、フルタイムからパートタイムになる方の人数をお示ください。

○齊藤学校教育部学校施設課長 フルタイムとパートタイムの割合ですが、令和9年度の任用用務員数は、令和8年度に比べて施設管理がフルタイム92人から64人、パートタイムが22人から46人、事務補助はフルタイム72人から31人、パートタイムが20人から59人に変更となり、総数で69人の方の分がフルタイムからパートタイムへの変更の見込みとなっております。

○中村みなこ委員 69人の方が変更になるということで、この方たちが、先ほどのように続けるのか、どうするのか、パートでいいのかどうか、違う職種に移ったほうがいいのかなどなど、検討に追い込まれるんだなということとなると思います。そしてですね、今示されたのは基準に照らして出された人数だと思います。今後は、うちはフルで勤務してほしいんだという学校の希望、先ほども出されていましたが、再度確認させてください。どれだけ学校の希望を聞いて反映していくのでしょうか、お示ください。

○齊藤学校教育部学校施設課長 今回の見直しの内容が、配置する会計年度任用職員をフルタイムとするのかパートタイムとするのかの基準の見直しであり、原則基準どおりに配置することとなります。ただし、見直しの中で配置基準の柔軟化も取り入れており、その基準に合致した場合には雇用形態や人数を柔軟に取り扱えるように対応いたします。

○中村みなこ委員 柔軟化というところで、そこが大事になってくるなって感じております。あとですね、組合と合意したという報告でした。しかし、組合員はかなり少ないと聞いています。組合員はどれくらいいるのか、それと併せて、一部の当事者との合意では用務員全体の意向を反映したものにならないと思いますが、見解を伺います。

○齊藤学校教育部学校施設課長 用務員については、平成24年度の職員組合との合意に基づきこれまで配置してきております。この間、用務員の業務内容は、質や量も変わってきており、学校現

場への聞き取りに加え、道内他都市の状況も把握しながら、適正な配置の在り方を検討、整理し、職員組合と協議を重ね配置見直しについて双方で合意したものでございます。なお、職員組合からは、用務員総数206人のうち15%程度が組合に加入していると聞いております。

○中村みなこ委員 15%との合意でしかない、聞き取りを行っていても合意はかなり少ないところで進めるっていうのはどうなのかなということで、疑問だなと感じております。そして、印刷業務が減ったといっても、減った分、用務員の皆さんは、行き届いた環境整備等に当たってくださっています。パート化により、不在の時間が増えることにはなりますが、その時間帯の、今まで用務員の皆さんがやっておられた業務、一体誰がやることになるのかといったら先生方ですね。学校に人を増やすことが働き方改革の一番効果があると、これはもう明らかなことなのに、ここでまた逆行になるという今回の見直しです。結局は、人件費削減のために、学校の環境整備、先生方の働き方改革を後回しにするということになるのだと私は思うんですけども、見解を伺います。

○齊藤学校教育部学校施設課長 今回の見直しについては、用務員本人や指導を巡回している職員からの聞き取りにより、入学式や運動会、学芸会などの行事があるときは繁忙であるが、それ以外は印刷物や電話の数が減少していることが確認できたことから、一部パートタイム化したところでございます。繁忙期等につきましては、あらかじめ時間外勤務で対応できるよう、学校及び用務員に周知いたしますし、それ以外の時期につきましても、学校内で対応できるものと考えております。

○中村みなこ委員 結局、学校内で調整ということで、学校任せになってくるんだなということだと思います。印刷業務が減って、時間を持て余しているという実態があるとお話がありましたが、一体どれぐらいの比率であるのかというのは提示されておられませんので、ちょっと判断できないところがあります。この間、複数の事務補助の用務員さんの方、3名ほどお話聞くことができましたが、その方たちは学校では持て余すことなんてちょっと考えられないなということを口をそろえて言っていましたが、それもそうなんですけども、一番心配していたのは、私たちが帰った後、先生方が大変になりますよって、先生方の業務負担が増えることを皆さん心配しておられました。せめてパート2人のところは、同時に帰ってしまうのではなくて、時間をずらすなどできないのでしょうか。保護者や地域からの電話、子どもたちが帰ってから、あるいは保護者が帰宅してからの放課後、電話というのは、放課後に集中します。外部からの電話対応は、単に用務員さんが取り次ぐという業務ではなくて、ダイレクトに先生方が電話を取らない、ここが重要なんだという話も聞きました。用務員さんが取る、そのワンクッションがあるだけで、どんな相手や要件にも適切に対応する準備が、対応がこちらでもできるということ、そういう話を力説している事務職員の方もおりました。ですから、せめて放課後に当たる時間帯の勤務、これを削らないためにも、せめてパート2人体制で一斉に帰るじゃなくて、勤務時間をずらすなどの対応はしていくことは可能なのでしょうか。

○齊藤学校教育部学校施設課長 放課後における電話や来客の応対につきましては、現在は主に事務補助の用務員が対応しているところでございます。見直し後につきましては、例えば2名配置の学校であれば、早番、遅番などのシフトにより、各学校の状況に合わせた効率的な運用ができないか検討を進めてまいります。

○中村みなこ委員 せめてそれぐらいはしていただきたいなと思っておりますが、いや、私からも用務員さんたちって、本当に大事な部分を、何なんだろう、正式に担っている業務っていうふうに

は位置づけられないんですけど、学校に指導する立場じゃない人員がいるっていうことはすごく大事だなんて感じております。ちょっとね、掃除していたら、隅っこに固まっている子がいる、そこを見つけて、声をかけて、何か聞いてあげてくれたりもするんですよ。休み時間、チャイムが鳴ったけど戻らないでいじけていたり、ずっと遊んでる子を、草刈りしている用務員さんが声かけてくれたり、中には脱走しかけているのを見つけてくれたり、そういう目があちこちにあるっていうことは本当に大事で、助かっている部分もたくさんあって、とにかく何だろう、そういう資格がある方もそうですし、スクールサポートスタッフもあるんですけども、とにかく人がいてほしいというのが今の教育現場ですよ。そこで、こういうところで削るっていうのは本当に残念でしかなくて、今回の見直しでは、よかったなって感じる方って誰もいないんじゃないかって思うんですよ。当事者も学校現場も保護者も地域もやっぱり顔としてね、動いてくれている面がありますので、何だかマイナス面ばかりで、プラス面といえば人件費が浮くことのみなんじゃないかと、だから、もうこれは改悪だよって、先生方みんな言うんです。ぜひ、見直しの見直しということで、再検討をお願いしたいということをお伝えして終わります。

リユースバンクですね。回収と譲渡のことが示されましたが、ちょっと先に譲渡の話について、最初、伺いたいと思います。譲渡の希望、これがいいなって思う品物っていうのは偏ることがあると思います。高額なものですとか状態がいいものは人気があって、希望者が殺到することも考えられます。過去の勤務校で、PTA主導でスキー用品の回収、譲渡とやっていたことがあるんですけども、一定期間、品物を見る期間を設けて、品物ごとに希望を受け付けて、氏名も控えてもらって、番号を渡しておくとか、その後、抽せんで結果をお知らせして、引取り期間も一定数設けて取りに来てもらうというような手順でやっておりました。今回、先着順なのか、抽せんでいくのかなど譲渡方法はどのようにしていくのか、決まっていればお知らせください。

○江洲学校教育部学務課長 リユースバンクに寄せられました制服やスキー用具、学用品につきましては、日時と場所を指定し、イベント的に開催いたします譲渡会において、引渡しを行うことを予定しております。譲渡に当たりましては、リユース品の性質や集まった量を踏まえ、サイズの競合などを見極め、公平性や効率性を考慮しながら、抽せんや先着順など適切な方法により対応してまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 公平にスムーズにお渡しできるような仕組みを期待しております。譲渡に関連して懸念しているのが、ちゃんとリユース目的に譲渡希望される方ばかりではないのではないかとことです。例えば、高額なものを転売するですとか、制服を大人が趣味に使うですとか、そういうことも、万が一ですけど考えられなくもないことになるのかなと思うんですね。対策として、場合によっては身元確認というか、ちゃんと子どもが、使用するお子さんがいるかどうかですとか、試着をされた方がちゃんと対象になるよとか、何らかの手だてを考えるべきではないかということも指摘しておきます。

次に、さんすうセットについてです。先ほど、教室保管を想定して学校で回収との説明がありました。今回の回収イベントというんですかね、に持ってくる方も中にはいるかと思います。さんすうセットに限らず、スキー、学用品の回収などに制服を持ってくるという方もいるかもしれません。その場合、受け取ってもらえるのでしょうか。

○江洲学校教育部学務課長 さんすうセットにつきましては、学校での回収と保管を予定しており

ますが、市が実施する回収イベントの会場にお持ちいただいた場合におきましても、受け取ることを考えております。また、制服につきましては、保護者の利便性を考慮して、回収ボックスによる回収としておりますが、スキー用具や学用品の回収イベントにおいても、さんすうセットと同様の対応をしてまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 先ほど、どういう状態のものでも基本的には受け取るような話もされておりましたが、今後、様子を見てということにはなるかと思いますが、リユースバンクが単なる処分先にならないような対策も必要になることもあるかなと思っております。

あと、学校回収のときのさんすうセットですね、細かいパーツに全部名前が貼られているというものを剥がす、そのまま使わないですよねきつとね、個人名が書かれているものなので、剥がす作業も一定数必要になってくるということで、学校がするのかどうかということも含めて、学校に過度な負担にならないようなことも配慮していただきたいと思います。

ついでと言ってはあれなんですけど、彫刻刀も学校回収という話でしたが、彫刻刀、お下がりで使っているっていうものは何か切れ味がえらい悪いんですよ。だから、使い捨て感覚で私はいたというか、あまりお勧めはしなかったんで、ただ、切れ味が悪いとけがにつながりやすい、変なね、力んでしまうので、それを手入れは個人なのか、ちゃんと研いで使えるぐらいのいい品物じゃないので、教材の彫刻刀って、その辺はどうするのかという心配はしております。そういうこともあるよっていうことをお伝えするのか、こういうお手入れの方法がありますよっていうことも付け加えるのか、分かんないんですけど、何か、ただ、回すだけでいいのかなという気はしております。そのことも、少し考えていただきたいなあと考えております。

最後に、制服の回収は少ないといううわさが今のところなんですけど、まだ始まったばかりなのであれなんですけど、耳にしております。なので、周知について伺いたいと思います。小中学校の保護者には周知されていると思いますが、それが不要になっているのは、卒業生と高校生の世帯だと思います。そこへの声かけこそが必要だと思いますが、より広い周知について伺います。

○江洲学校教育部学務課長 学用品等のリユースバンクにつきましては、保護者連絡用アプリでありますマチコミメールにより、小中学校の在校生の保護者に一斉に周知を行っているほか、それ以外の世帯については、市の広報誌やSNSなどを活用し、情報発信を行っているところでございます。事業開始から間もないため、情報が広く行き渡っていない状況もあるかと思いますが、今後、様々な媒体を使ってPRを図っていくとともに、PTAとの連携や、高校生をターゲットとした告知についても検討し、事業が広く展開されるよう取組を進めてまいります。

○中村みなこ委員 いずれにしても、どれも初めての取組なので、お試しでやってみるという部分も多いかと思いますが、うまく回る事業となっていくといいなと思っておりますので、今後ともよろしくをお願いします。

以上です。

○塩尻委員長 他に御発言はございますか。

○えびな委員 すみません、未来リユースバンクについて1点だけ、ちょっと質疑させていただきたいんですけども、対象は旭川市立の小中学校ということでしょうか。

○江洲学校教育部学務課長 附属小学校、中学校の取扱いということになるかと思いますが、現状、市立の小中学校ということで予定しております。

○えびな委員 答弁求めないんですけども、指摘だけさせていただきたいんですけども、事業の目的が、急激な物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減ということであれば、給食費の無償化、これちょっと今、附属小中学校は入ってこなかった現状があります。私もお下がりのスキーで育ったんですけども、やはり、附属中学校は制服がないんですけども、もし、一緒に共有できるようなものがあれば、やっぱり市立の小中学校と一緒にリユースに参加させていただけるとありがたいのかなというところがあります。あとまた、卒業生とかだったら、欲しくはなくても、寄贈だけはしたいという人もいるかと思うので、ちょっとヒアリングというか、どうだいていうようなところ、もし連携が取れるのであれば、やっていただきたいなというふうに指摘させていただきます。

以上です。

○塩尻委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、4、小中学校への留守番電話の設置についてを議題といたします。

この件につきましては、中村みなこ委員から発言の申出を受けております。

それでは御発言願います。

○中村みなこ委員 学校に留守番電話を設置してほしいという現場の先生からの要望がつい最近も聞いたばかりでしたので、テーマ設定させていただきました。

学校に留守番電話が設置されるようになってきています。文部科学省、2年前の調査では都道府県では93.6%、政令市では100%、市区町村では66.7%の学校が留守番電話を設置しているというデータもあります。2年たった今ではさらに進んでいると思われますし、本市でも進められてきております。

それではまず、この留守番電話設置の目的についてお示しください。

○齊藤学校教育部学校施設課長 留守番電話の設置については、小学校校長会及び中学校校長会から、校内環境整備の一環として要望がございまして、その背景には、平日の夜間や運動会の振替休日などに電話をかけられる方にとって、教職員が不在であることが明確に伝わらないとの御意見が寄せられている点がございます。このため、教職員が不在であることを円滑かつ適切にお知らせする手段として、留守番電話の導入が求められているものと認識しております。また、教職員の働き方改革として、勤務時間外における電話対応の見直しに当たっては、留守番電話機能の活用もされるものと認識しております。

○中村みなこ委員 働き方改革の取組の一つでもあるわけですが、文科省の全国の学校における働き方改革事例集にも、留守番電話活用で年間66.7時間の電話対応時間を削減したという学校の成功例も紹介されていました。教員の負担を軽減し、働き方改革を推進するための有効な手段とされております。

では、現在、市内小中学校への留守番電話設置状況はどのようになっているのかを伺います。

○齊藤学校教育部学校施設課長 留守番電話については、令和5年度より予算化し、順次設置してきたところであり、小学校につきましては、末広小、永山小、千代田小、東栄小及び豊岡小の5校

を除く45校が設置済みでございます。中学校につきましては、愛宕中を除く22校が設置済みとなっております。

○中村みなこ委員 未設置は残り6校とのことで、思っていたよりも結構設置が進んでいることに安心いたしました。電話のリースの更新に合わせて進めてきて、一気に進んだと聞いております。

それでは、設置後の現場の声として、どのようなものがあるのでしょうか、メリット、デメリットについて伺います。

○齊藤学校教育部学校施設課長 現場の声として、勤務時間終了後、帰り支度をしているときに鳴った電話を取ることがなくなり、スムーズな帰宅につながったとの声がございました。また、この機能により、相手方との連絡が円滑となったことがメリットとして考えられます。デメリットとしては、設置に費用がかかることですが、設置後につきましては、現場からの声も特になかったことから、デメリットはないものと認識しております。

○中村みなこ委員 未設置のことを先にをとお答えいただこうと思っております。未設置の学校の今後について、先に伺っておきたいと思います。東栄小が、学校の改築時から付けないことになっていたとお聞きしましたが、その理由について伺います。

○齊藤学校教育部学校施設課長 東栄小につきましては、校舎改築時に、留守番電話機能は不要との御意見がございましたことから、設置していない状況となっているところでございます。

○中村みなこ委員 不要の理由は分からないということだと思いますが、校舎改築時の判断とこのことです。そのときから数年たって職員も入れ替わり、いろんな状況が変わっていることもありますので、今は必要となっているかもしれませんので、それも含めて、今後、残り6校に設置される予定について伺います。

○齊藤学校教育部学校施設課長 未設置の学校につきましては、電話設備の更新時に合わせて、留守番電話機能を設置していく方針ですが、改めて、未設置の学校に状況等を聞き取り、必要であれば設置することを検討してまいります。

○中村みなこ委員 この留守番電話の具体的な運用の仕方について伺います。各学校で決められているようですが、どのように使われているのでしょうか。

○齊藤学校教育部学校施設課長 各学校で運用を決めておりますので、詳細については承知しておりませんが、非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し、緊急の必要性がある場合を除き、教職員が保護者や外部からの問合せ等の対応を理由に、時間外勤務をすることのないよう、日曜日等の週休日や平日の勤務時間外など、教職員等が不在となる場合に留守番電話機能を使用しており、翌日以降に折り返し電話をするなど、スムーズな連絡となるよう活用しております。

○中村みなこ委員 留守電セット後は、保護者や地域からの電話はつながらなくなるわけですが、そのときにも対応しなければならない緊急事態は想定されているのでしょうか。また、その際の連絡方法はどのようになっているのか伺います。

○常盤学校教育部教育指導課主幹 時間外であっても対応すべき緊急時といたしましては、事故や事件など、児童生徒の生命や安全に関わる事案が想定されるところであり、各学校では、保護者に対し、こうした事案の発生時には、各学校の緊急用メールなどに連絡していただくよう周知しております。

○中村みなこ委員 命に関わるなら、まずは警察や救急への連絡のほうが大事なかなと思ってお

ります。緊急事態のさなかに、保護者が学校にメールするのは現実的ではない気がしますし、緊急メールが入ったとして、学校でできることは情報提供、情報収集くらいであって、それは警察や救急に対してなされるほうがダイレクトに有効的に働くのではないかなと考えてもおります。また、この緊急メールは、各学校の教頭が対応すると聞いていますが、メールに気づいて、まず、折り返しの連絡は電話ですと思われるので、電話番号を調べて、電話してなどと考えると、学校に連絡している場合じゃない。まずは110番、119番へ連絡するように一本化するというか徹底すべきではないのかなということを指摘したいと思います。仮に、児童生徒が帰宅していないというのは、連絡が入った場合は、時間外であろうがなかろうが先生方は総出で捜索に当たってきましたし、現在もそうだと聞いております。その際、具体的にどのような対応になるのか、お伺いします。

○常盤学校教育部教育指導課主幹 児童生徒の所在が不明となるなど、緊急事態が発生した場合における学校の組織的な対応や、警察をはじめとする関係機関との迅速な連携は、児童生徒の生命や安全を守る上で極めて重要であると認識しております。各学校においては、危機管理マニュアルに基づき、事案発生時の迅速かつ組織的な情報収集や捜索と並行して、保護者に対し、警察への捜索願の提出を勧めるとともに、事態の緊急性や状況に応じ、保護者の承諾の下、学校から警察へ相談し、緊密に連携して対応を進めることとしております。

○中村みなこ委員 学校はマニュアルに沿って、時間外でも対応するわけです。そして保護者には警察へ捜索願の提出を促したり、学校から警察に相談したりする。ですから、やっぱり最初から保護者から警察へ連絡することにしたらいいのではないかなと改めて思っております。ただ、当事者である子の下校時の様子とか、その日一日の出来事、友達関係などの情報は、学校が全て持っているわけですから、全く関与しないということには絶対ならないなと思いますし、そこは連携が本当に大事になってくると思います。

さらに、しかしなんですけれども、何でもかんでも学校が担い過ぎになっているということが今問題となってきていて、働き方改革の業務内容の見直しが図られているわけです。多少夜遅くても、学校に電話すれば、先生方に対応してもらえる、これが当たり前で、今まで来ております。保護者からは、忘れ物を取りに行っていくですかとか、時間割を教えてくださいという軽微なものから、いや、うちの子の样子がいつもと違うんだけど、何かありましたかっていうことであったり、うちの子、こう言っているんだけどどうということとかいろんなニュアンスのものが来るわけですし、地域からは、公園の使い方を、公共施設ですね、自転車の乗り方など、子どもたちを心配しての連絡と、しっかり指導しなさいよっていうクレーム的なものも入ってきます。留守番電話の設定はこれらに対応する時間を制限するものになりますが、それとともに、勤務時間外の学校外でのことをどこまで学校が対応する責任を担うのか。こういう線引きして整理していく必要もあるのではないかと考えます。あわせて、それについての理解を市民に求めていくべきだと考えますが、見解を伺います。

○常盤学校教育部教育指導課主幹 放課後や休日など、学校教育活動外における児童生徒の安全確保や地域でのトラブル対応につきましては、家庭や地域、学校がそれぞれの役割を分担し、適切に連携することが不可欠であると認識しております。各学校においては、児童生徒の健全育成の観点から、安全上の問題や地域でのトラブルについて連絡を受け、必要な指導や対応を行っているところでございまして、とりわけ、児童生徒の生命や安全に関わる事案の発生時においては、第一に、

警察や消防へ通報いただくとともに、学校へも速やかに御連絡いただくよう、参観日等の機会や、学校だより等を通じて保護者や地域へ周知しております。

○中村みなこ委員 今の段階では線引き、整理する考えはないという答弁だったかと思います。私もこの整理の必要性は感じているのですが、どこをどう線引きするのかとなると本当難しいなとは思っております。先ほども述べましたが、子どもたちに関する情報をたくさん持っているのは、やっぱり学校で、お互い見知っている大人とか関係が構築されている先生が対応するほうがいい場合もたくさんあると思っております。だから、時間外でも手当がなくても、当たり前今まで担ってきたという経緯があるわけですが、そこを見直そうよ、整理しようよとなっているのが昨今の情勢です。文科省からの学校と教師の業務の3分類、その中で、放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応、こういうのは学校以外が担うべき業務だというふうに示されておりますので、そのあたりの整理について、今後検討していくべきだということを指摘させていただきます。

次に、学校は留守電での対応を取り入れているということを、保護者には伝わっていると思うんですけども、もっと広く周知していくことも必要ではないかと考えます。今、ほかの自治体では、教育委員会として、学校における勤務時間外の電話対応についてと題して、ホームページ上でお知らせしているところをよく見かけます。その中では、教職員の負担軽減を図り、職員一人一人が子どもと向き合う時間を確保するため、学校における働き方改革の取組として小中学校における勤務時間外について、自動音声応答メッセージによる電話対応を導入します。これは一例ですけど、こういう説明とともに、教員の勤務時間はこうだと、留守電のセット時間はこうだと、緊急連絡先は、警察、消防、救急、状況によってそこから学校や市教委に連絡が来ることになっていきますと記されているものもありました。そして、各相談窓口ですね、24時間対応するところも含めて、いろんなものが列記されているというホームページがよくあるんですけど、北広島市はそれに加えて、非常災害の場合、児童生徒の事件・事故や、生徒指導上緊急の必要性がある場合、施設の維持管理上、緊急の必要がある場合などの重大事態の場合は、市役所に連絡してください。市教育委員会が初動対応をします。こう記されておりました。そこまでではなくても、保護者や地域の長年当たり前となっていた、学校に伝えればいつでも何でも対応してくれるという認識を変えていくことを目的として、市として、統一して、時間外は電話対応を基本的にしない方向性なんだということを周知すべきだと思いますが、見解を伺います。

○齊藤学校教育部学校施設課長 各学校に設置されている留守番電話につきましては、各学校が規模や経営方針に基づき、保護者や地域の実情に応じて取扱いを定め、効率的かつ効果的に運用すべきものと認識しております。また、緊急時の対応につきましては、携帯電話、緊急用メールなどの手段をして適切に対応している状況でございます。

○中村みなこ委員 学校独自で対応しているからいいということだと思いますが、勤務時間も、留守電設定時間も、セットするしないも、各学校によってばらつきがあるのが今の現状です。中には、留守電に残された要件に、また、改めて全てかけ直して返答するほうが大変だからと、電話が来たときに対応してやり取りするほうがよっぽど手間がかからない。だから、留守番電話も付いているんだけど、あえて設定しない、それを使わないで、何時以降は皆さん電話でなくていいですよというふうにしているという職場もあると、学校もあると聞いております。ただ、そのときにですね、

職員室に電気がついていると何で電話に出ないんだとか、居留守かなどで保護者や地域の信頼を失いかねないっていう、そういう心配をされている先生もいたんですよね。細かいことをそろえなくても、基本的な考え方と市としての取組について、ぜひホームページで知らせるべきではないでしょうか。働き方改革に取り組む市教委の姿勢を示して、学校というところは、勤務時間外の電話対応を基本的にはしないんだということをぜひ市民全体に理解を図るため、周知について検討していただきたいということを申し上げまして、最後といたします。

ありがとうございました。

○塩尻委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前 11 時 32 分